

制定 平成22年 5月21日
改正 平成28年 3月30日
理 事 会 決 定

会費及び入会金

一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会定款第9条に規定する会費及び同第39条に規定する入会金は、以下の通りとする。

ただし、入会日が7月1日から9月30日までの場合は当該年度に限り会費に0.75を乗じた額に、10月1日から12月31日までの場合は当該年度に限り会費に0.5を乗じた額に、翌年1月1日から翌年3月31日までの場合は当該年度に限り会費に0.25を乗じた額に、それぞれ減額することとする。

正会員

会費 20万円/年

入会金 12万円/入会時

賛助会員

会費 3万円/年

入会金 5万円/入会時